

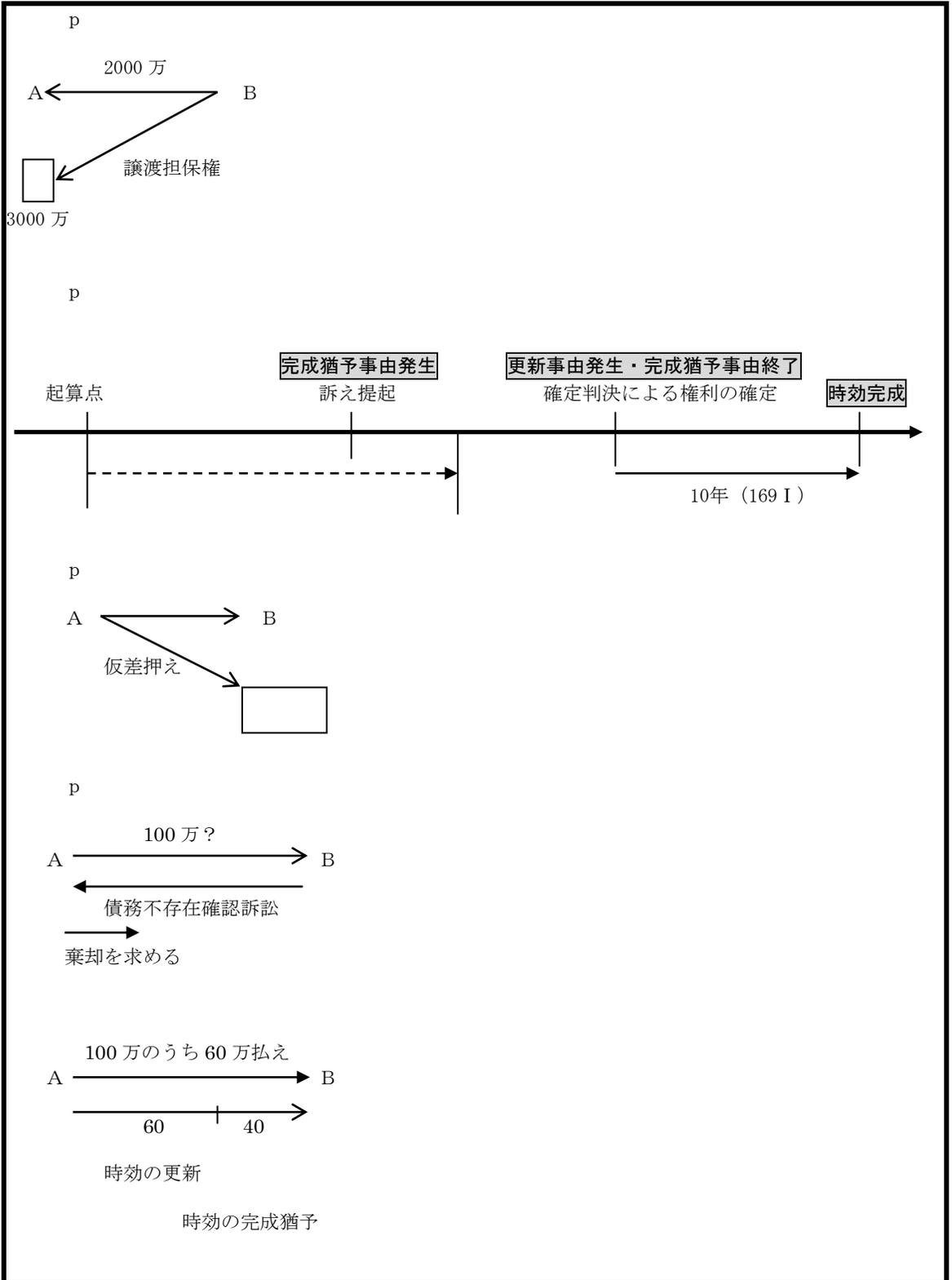
講座名	2024合格目標 民法・不登法27点アップ特訓講座				
試験種	司法書士	テープ	R-S07-381		
編		科目			
回数	1 回	講師名	根本 正次	講師	
配布/回収物					
品目コード	名称	配布クラス	数	回収	
	配布物はありません				
進行予定					
種別	実施時間	収録			
講義	1:25	○			
休憩	0:10	○			
講義	1:25	○			
特記事項					

最新情報はLECホームページでご案内しています。
<https://www.lec-jp.com> 受講相談も受け付けています。
©2024 TOKYO LEGAL MIND K.K., Printed in Japan



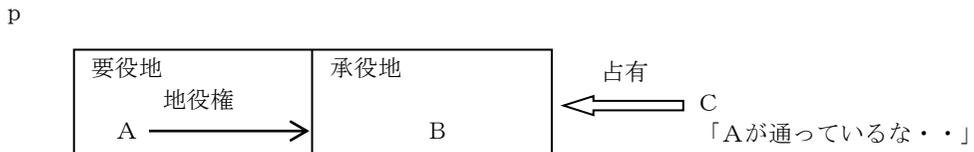
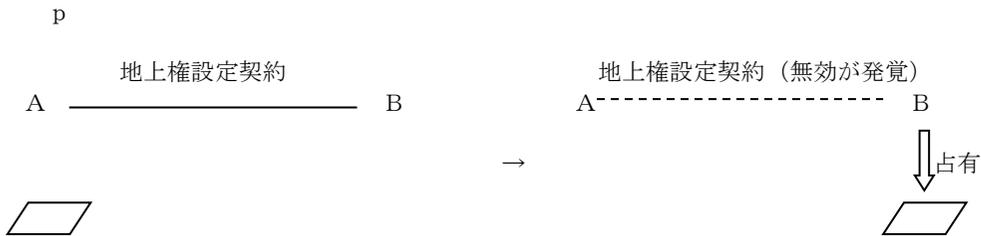
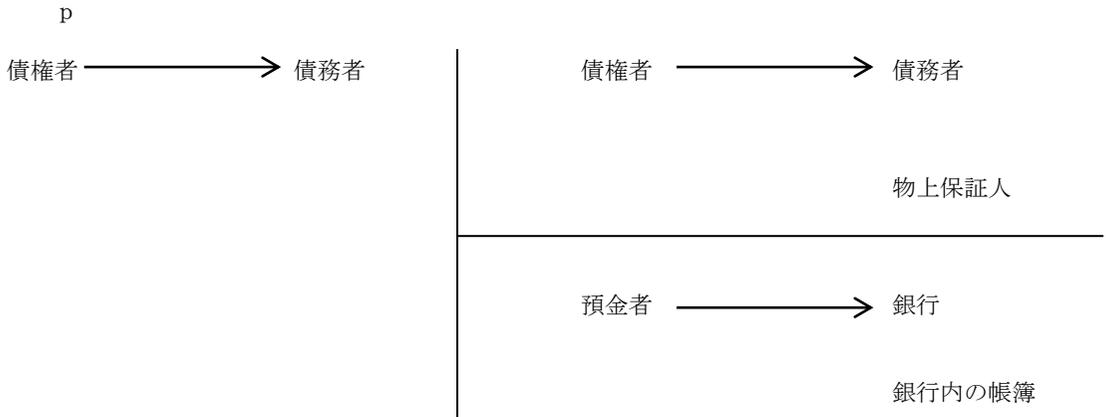
0 001921 243842

SU24384



テープコード

--	--	--



p 抵当権の時効

	被担保債権の時効	抵当権自体の消滅時効
時効期間	5年又は10年	20年
起算点	省略	被担保債権の債務不履行時
債務者・設定者が主張	○	×
第三取得者が主張	○	○ (396)

テープコード

--	--	--

p 13条3項 同意に代わる許可

保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。

p

(理由)

Bは、抵当権がついている土地を賃借する権利を時効取得したに過ぎず、これにより抵当権が影響を受けることはない

(上記事例との違い)

「不動産の取得の登記をした者と上記登記後に当該不動産を時効取得に要する期間占有を継続した者との間における相容れない権利の得喪にかかわるものであり、そのような関係にない抵当権者と賃借権者との間の関係に係る本件とは事案を異にする。」

p

債権消滅 → 物権消滅

登記なくして主張○

(不動産に関する物権の変動の対抗要件)

第七十七条 不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

テープコード

--	--	--